

議案第40号

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例案

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
を、次のように制定する。

平成26年 9 月18日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第22条）
- 第2章 家庭的保育事業（第23条・第24条）
- 第3章 小規模保育事業
 - 第1節 通則（第25条）
 - 第2節 小規模保育事業A型（第26条・第27条）
 - 第3節 小規模保育事業B型（第28条・第29条）
 - 第4節 小規模保育事業C型（第30条—第32条）
- 第4章 居宅訪問型保育事業（第33条—第35条）
- 第5章 事業所内保育事業
 - 第1節 通則（第36条）
 - 第2節 保育所型事業所内保育事業（第37条・第38条）
 - 第3節 小規模型事業所内保育事業（第39条・第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（設備及び運営の水準の向上）

第2条 家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）は、その設備及び運営の水準を向上させるよう努めなければならない。

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第3条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児（家庭的保育事業等を利用する乳児（法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。）、幼児（同項第2号に規定する幼児であつて、かつ、満3歳未満の者又は法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11

項第2号若しくは同条第12項第2号の規定により保育が必要と認められる満3歳以上の者をいう。)又は少年(法第4条第1項第3号に規定する少年であって、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定により保育が必要と認められる者をいう。)をいう。以下同じ。)の人権に十分配慮して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の保護者に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自ら保育の質に関する評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、その提供する保育の質に関し、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(保育時間)

第4条 家庭的保育事業等における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他乳幼児の家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者等が定めるものとする。

(保育の内容)

第5条 家庭的保育事業者等は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業等の特性に留意して、利用乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を図り、保育の内容等につき当該利用乳幼児の保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業(法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。)を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第9条、第14条第1項及び第2項並びに第15条から第17条ま

でにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(第37条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、第3号に掲げる事項に限る。)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談又は助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 家庭的保育事業者等の必要に応じて、代替保育(当該家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。
- (3) 家庭的保育事業者等による、利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第36条第1項に規定するその他の乳児又は幼児に限る。)に対する保育の提供を終了する場合において、その利用乳幼児の保護者の希望に基づき、当該連携施設において教育又は保育を提供すること。

(地域社会との連携)

第8条 家庭的保育事業者等は、保育を行うに当たり、地域社会と密接に連携しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 家庭的保育事業者等は、その家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等を行う事業所をいう。以下同じ。)に、消火器等の消火用具及び非常口、火災報知機等の災害対策に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を定め、少なくとも毎月1回消火及び避難の訓練を行わなければならない。

(職員の知識及び技能の向上)

第10条 家庭的保育事業者等の職員（以下「職員」という。）は、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業者等は、社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）等を併せて設置する場合においては、必要に応じ家庭的保育事業所等の設備（保育室を除く。）及び職員（利用乳幼児の保育に従事する者を除く。）の一部と併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員とを兼ねさせることができる。

(差別的取扱いの禁止)

第12条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用の負担の有無によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用乳幼児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 利用乳幼児にわいせつな行為をすること又は利用乳幼児をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 利用乳幼児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用乳幼児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 利用乳幼児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用乳幼児による前3号に掲げる行為の放置その他家庭的保育事業者等の職員としての業務を著しく怠ること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為を行うこと。

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器、飲用水等の衛生管理を行うほか、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その事業所において感染症又は食中毒が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、その事業所に、必要な医薬品、衛生材料、医療機器等を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、その事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事の提供等)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、その事業所の調理設備又は調理室（第11条の規定に基づき、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている社会福祉施設等の調理室を含む。）で調理する方法により、食事を提供しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に提供する食事につき、できる限り多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮するとともに、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとしなければならない。

3 食事は、前項に規定するもののほか、食品の種類及び調理の方法について利用乳幼児のアレルギー疾患その他の健康状態を考慮したものでなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、食事の提供に先立ち、献立を作成しておかななければならない。

5 家庭的保育事業者等は、食事の提供を通じて、利用乳幼児の健全な食習慣を確立するよう努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、その利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する搬入施設において調理し、その事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な加熱、保存等の機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 献立等に関し、栄養士による必要な指導、助言等が受けられる体制にあること。
- (2) 当該家庭的保育事業者等における食事の提供の趣旨を十分に認識し、かつ、衛生面、栄養面等に配慮して調理を適切に遂行することができる能力を有する者に調理を委託していること。
- (3) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びにアレルギー疾患その他の健康状態に応じた食事の提供に対応することができる者に調理を委託していること。
- (4) 食育に関する計画（食を通じて利用乳幼児の健全育成を図る観点から、食に関し利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて配慮すべき事項を定めた計画をいう。）を作成し、これに基づき食事を提供することができること。

2 前項の規定により調理し、家庭的保育事業者等に搬入することができる施設（以下「搬入施設」という。）は、次に掲げる施設のいずれかとする。

- (1) 連携施設
- (2) 家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校
（利用乳幼児の健康診断）

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断（次項において「開始時診断」という。）、少なくとも

1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、乳児又は幼児が家庭的保育事業等の利用の開始に先立ち、児童相談所等において健康診断を受診した場合であって、当該健康診断が開始時診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、開始時診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、当該健康診断の結果を把握しなければならない。

(利用乳幼児の食事を調理する職員の健康診断)

第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の食事を調理する職員につき、特に綿密な健康診断を行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の健康診断のほか、同項の職員に対し、少なくとも毎月1回検便による健康診断を実施しなければならない。

(運営規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、その事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間
- (5) 保護者が支払うべき費用の種類、額及び支払を求める理由
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待等の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(帳簿の整備)

第20条 家庭的保育事業所等は、その職員、財産及び収支並びに利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持)

第21条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、その職員であった者が、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第22条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(家庭的保育事業の施設又は設備の基準)

第23条 法第6条の3第9項第1号及び第2号に規定する居宅その他の場所の施設又は設備の基準は次のとおりとする。

- (1) 利用乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号の部屋の面積は、9.9平方メートル（利用乳幼児の利用定員が3人を超える場合にあっては、利用乳幼児の利用定員の数に3.3平方メートルを乗じて得た面積）以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。
- (6) 前号の庭の面積は、利用乳幼児のうち満2歳以上のものに係る利用定員の数に3.3平方メートルを乗じて得た面積以上であること。

(家庭的保育事業者の職員)

第24条 家庭的保育事業を行う者（以下「家庭的保育事業者」という。）は、前条に規定する居宅その他の場所ごとに、家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理の全部を委託する場合又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 利用乳幼児の保育に専念できる者であること。

（2） 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者であること。

3 家庭的保育事業者は、家庭的保育事業を行う場所ごとに、家庭的保育者1人につき、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第31条第2項において同じ。）を1人置くことができる。

4 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の人数は、3人以下とする。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

（小規模保育事業の区分）

第25条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

（小規模保育事業所A型の施設又は設備の基準）

第26条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の施設又は設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 利用乳幼児が乳児又は満2歳未満の幼児である場合は、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

- (2) 前号の乳児室又はほふく室の面積は、同号に係る利用定員の数に3.3平方メートルを乗じて得た面積以上であること。
- (3) 第1号の乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 利用乳幼児が満2歳以上の幼児である場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 前号の保育室又は遊戯室の面積は同号に係る利用定員の数に1.98平方メートルを乗じて得た面積以上であり、同号の屋外遊戯場の面積は当該数に3.3平方メートルを乗じて得た面積以上であること。
- (6) 第4号の保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 利用乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては、次のア、イ（2階に係るものに限る。）及びカの要件に、保育室等を3階に設ける建物にあっては、次に掲げる要件に該当すること。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する

		準耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

ウ イの施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理設備（次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されており、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられているもの

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動式の消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられているもの

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、床敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理（消防法（昭和23年法律第186号）第8条の3第1項の防災性能を与えるための処理をいう。以下同じ。）が施されていること。

（小規模保育事業所A型の職員）

第27条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる利用乳幼児の区分に応じ当該各号に定める人数の利用乳幼児につき1としたものの総数に1を加えて得た数以上の数とする。この場合において、保健師又は看護師が勤務しているときは、そのうち1に限り、保育士の数に含むことができる。

(1) 乳児 おおむね3人

(2) 満3歳未満の幼児 おおむね6人

(3) 満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね20人

(4) 満4歳以上の幼児又は少年 おおむね30人

第3節 小規模保育事業B型

（小規模保育事業所B型の職員）

第28条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育従事者（保育士又は市長若しくは市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う保育に従事する職員に対する研修を修了した者をいう。以下この条において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理の全部を委託する場合又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる利用乳幼児の区分に応じ当該各号に定める人数の利用乳幼児につき1としたものの総数に1を加えて得た数以上の数とし、その半数以上は保育士でなければならない。この場合において、保健師又は看護師が勤務しているときは、そのうち1に限り、保育士の数に含むことができる。

- (1) 乳児 おおむね3人
 - (2) 満3歳未満の幼児 おおむね6人
 - (3) 満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね20人
 - (4) 満4歳以上の幼児又は少年 おおむね30人
- (準用)

第29条 第26条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。

第4節 小規模保育事業C型

(小規模保育事業所C型の施設又は設備の基準)

第30条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の施設又は設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 利用乳幼児が乳児又は満2歳未満の幼児である場合は、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 前号の乳児室又はほふく室の面積は、同号に係る利用定員の数に3.3平方メートルを乗じて得た面積以上であること。
- (3) 第1号の乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 利用乳幼児が満2歳以上の幼児である場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 前号の保育室又は遊戯室及び屋外遊技場の面積は、それぞれ同号に係る利用定員の数に3.3平方メートルを乗じて得た面積以上であること。
- (6) 第4号の保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 利用乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物にあっては、次のア、イ（2階に係るものに限る。）及びカの要件に、保育室等を3階に設ける建物にあっては、次に掲げる要件に該当すること。
 - ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

ウ イの施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理設備（次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されており、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられているもの

- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動式の消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられているもの
- オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。
- ク カーテン、床敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(小規模保育事業所C型の職員)

第31条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者1人につき、家庭的保育補助者を1人置くことができる。

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の人数は3人以下とし、家庭的保育補助者を置く場合にあっては5人以下とする。

(小規模保育事業所C型の利用定員)

第32条 小規模保育事業所C型の利用定員は、10人以下とする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業の意義)

第33条 居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3) 法第24条第6項第2号に規定する措置に対応するために行う保育

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要な事由等を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育

(5) 居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市長が認める地域において行う保育

（家庭的保育者が保育することができる利用乳幼児の人数）

第34条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる利用乳幼児の人数は、1人とする。

（居宅訪問型保育連携施設の確保）

第35条 居宅訪問型保育事業者は、第33条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、居宅訪問型保育連携施設（連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市長の指定する施設をいう。）を適切に確保しなければならない。

第5章 事業所内保育事業

第1節 通則

（事業所内保育事業の利用定員の設定）

第36条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、その他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児若しくは幼児をいう。）の利用定員について、次の表の利用定員の欄の区分に応じ、それぞれ同表のその他の乳児又は幼児の数の欄に定める人数以上としなければならない。

利用定員	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人

11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上	20人

第2節 保育所型事業所内保育事業

(保育所型事業所内保育事業所の施設又は設備の基準)

第37条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の施設又は設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 利用乳幼児が乳児又は満2歳未満の幼児である場合は、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所の設置及び管理をする事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 前号の乳児室の面積は、同号に係る利用定員の数に1.65平方メートルを乗じて得た面積以上であること。
- (3) 第1号のほふく室の面積は、同号に係る利用定員の数に3.3平方メートルを乗じて得た面積以上であること。
- (4) 第1号の乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 利用乳幼児が満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上の児童を受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）である場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 前号の保育室又は遊戯室の面積は同号に係る利用定員の数に1.98平方メートルを乗じて得た面積以上であり、同号の屋外

遊技場の面積は当該数に3.3平方メートルを乗じて得た面積以上であること。

(7) 第5号の保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(8) 利用乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

(9) 保育室等を2階に設ける建物にあっては、次のア、イ（2階に係るものに限る。）及びカの要件に、保育室等を3階に設ける建物にあっては、次に掲げる要件に該当すること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

ウ イの施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理室（次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されており、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられているもの

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動式の消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられているもの

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、床敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第38条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる利用乳幼児の区分に応じ当該各号に定める人数の利用乳幼児につき1としたものの総数（その総数が2未満のときは2）以上とする。この場合において、保健師

又は看護師が勤務している場合には、そのうち1に限り、保育士の数に含むことができる。

- (1) 乳児 おおむね3人
- (2) 満3歳未満の幼児 おおむね6人
- (3) 満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね20人
- (4) 満4歳以上の幼児又は少年 おおむね30人

第3節 小規模型事業所内保育事業

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第39条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育従事者（保育士又は市長若しくは市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う保育に従事する職員に対する研修を修了した者をいう。以下この条において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる利用乳幼児の区分に応じ当該各号に定める人数の利用乳幼児につき1としたものの総数に1を加えて得た数以上の数とし、その半数以上は保育士でなければならない。この場合において、保健師又は看護師が勤務しているときは、そのうち1に限り、保育士の数に含むことができる。

- (1) 乳児 おおむね3人
- (2) 満3歳未満の幼児 おおむね6人
- (3) 満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね20人
- (4) 満4歳以上の幼児又は少年 おおむね30人

(準用)

第40条 第26条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所の設置及び管理をする事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第40条に

において準用する第4号において同じ。）」と、同項第5号中「前号」とあるのは「第40条において準用する前号」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(連携施設に関する経過措置)

- 2 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(食事の提供に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行の日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第15条、第23条第4号、第26条第1号及び第4号（第29条及び第40条において準用する場合を含む。）並びに第30条第1号及び第4号の調理設備に係る部分、第24条第1項本文、第27条第1項本文、第28条第1項本文、第31条第1項本文、第38条第1項本文及び第39条第1項本文の調理員に係る部分並びに第37条第1号及び第5号の調理室に係る部分の規定を適用しないことができる。

(小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型の施設又は設備に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の日の前日において現に存する保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（法第39条第1項に規定する保育所を除く。）が、施行の日以後に小規模保育事業A

型又は小規模保育事業B型の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第26条第8号アからウまで（第29条において準用する場合を含む。）の規定を適用しないことができる。

（小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業所の職員に関する経過措置）

- 5 第28条及び第39条の規定の適用については、第24条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第28条第1項及び第39条第1項に規定する保育従事者とみなす。

（小規模保育事業C型の施設又は設備に関する経過措置）

- 6 この条例の施行の日の前日において現に存する保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（法第39条第1項に規定する保育所を除く。）が、施行の日以後に小規模保育事業C型の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第30条第8号アからウまでの規定を適用しないことができる。

（小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置）

- 7 小規模保育事業C型は、第32条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

（事業所内保育事業を行う事業所の施設又は設備に関する経過措置）

- 8 この条例の施行の日の前日において現に存する保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（法第39条第1項に規定する保育所を除く。）が、施行の日以後に事業所内保育事業の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第9号アからウまでの規定を適用しないことができる。